

改正

昭和62年5月16日規則第32号

我孫子市民文化スポーツ栄誉章顕彰規則

(目的)

**第1条** この規則は、文化又はスポーツの活動により広く市民に敬愛され、社会に明るい希望を与え、我孫子市の名を高めた者に対し、我孫子市民文化スポーツ栄誉章（以下「市民栄誉章」という。）を贈ることによりその栄誉をたたえ、もって市民のふるさと意識の高揚に資することを目的とする。

(顕彰者)

**第2条** 市民栄誉章の顕彰は、我孫子市長（以下「市長」という。）が行うものとする。

(顕彰の対象)

**第3条** 顕彰の対象は、文化又はスポーツの分野での業績が顕著であつたと認められ、かつ、市内に居住している者若しくは居住していた者又は市内に所在している団体に対して行う。

(顕彰者の選定基準)

**第4条** 市長は、次の各号のいずれかの選定基準に該当し、相当と認めたものを選定する。

- (1) 世界的規模の芸術のコンクール等で顕著な成績を収めたもの
- (2) 国際オリンピック大会若しくは世界的規模のスポーツ競技会において顕著な成績を収めたもの又は公式の世界記録を更新したもの
- (3) その他文化又はスポーツの分野の活動をとおして広く市民に夢と希望を与え、潤いと活力のある社会づくりに貢献したと認められるもの

(顕彰の方法)

**第5条** 顕彰は、個人又は団体に対し市民栄誉章を授与して行う。

2 市民栄誉章は、賞状及び記念品とする。

3 顕彰を受けた者の氏名又は名称及び業績は、我孫子市広報に掲載して公表する。

(顕彰の時期)

**第6条** 顕彰は、随時行う。

(庶務)

**第7条** 顕彰に関する庶務は、秘書担当課において処理する。

(委任)

**第8条** この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和62年5月16日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。